

上越市議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第25号

上越市議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上越市議会個人情報の保護に関する条例（令和４年上越市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

２ この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

３ この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。